

介護事業者の事故対応

「薬を飲み忘れた」と言うので服薬させたら重複してしまった

— 不服薬と過量服薬のどちらが危険か？ —

■ 血圧降下剤を重複して服用し転倒骨折

独居で軽度の認知症があるMさんは、近所に住む長女が身の回りのお世話をしています。長女は働いているため、Mさんは、週2回の訪問介護で生活援助のサービスを受けています。ある時ヘルパーが生活援助で訪問すると、Mさんは「朝の薬がどこかになくなってしまった。飲み忘れると娘に怒られる」と言っています。お薬カレンダーの本日の分を見ると確かに一包化された薬袋がありません。Mさんと一緒に寝室などを捜しましたが見つかりません。仕方なくヘルパーは翌日朝の分をMさんに渡して服薬させました。

ところが、ヘルパーがキッチンの掃除を終えてゴミをまとめようとする、リビングのゴミ箱からその日の服薬分の薬袋が出てきました。中身の薬は無くなっていましたので、Mさんが服薬したと思われます。Mさんは、その日の朝に服薬したことを忘れてしまって、「薬をなくしてしまった」と思っていたのです。ヘルパーは、その日の出来事を報告しようと娘さんに連絡しましたが通じず、そのまま業務を終了し事務所に戻りました。夕方になり、娘さんから連絡があり、Mさんが自宅で倒れた事がわかりました。娘さんの話では、Mさんは血圧降下剤を重複して服用したことによって、ふらつき、転倒し骨折したのだそうです。娘さんは「なぜ医者に連絡しなかったのか？」とヘルパーの責任を追及する構えです。

どのように対応すれば良かったのでしょうか？

“飲んだかもしれない” “飲み忘れたかもしれない”の時は？

[事例から学ぶ対応のポイント]

■ 飲み忘れたかもしれない時はどうする？

「薬を飲んだかもしれない飲み忘れたかもしれない」ということが時々起こります。認知症が無くても、毎日習慣的に反復して行っていることは記憶があいまいになりやすいのです。このような時に服薬したのかどうかを確認するには、飲んだ薬の袋を残しておくの良いのです。薬を飲んだ時に薬の袋をしばらくテーブルの上に置いておくと、記憶があいまいになった時に確認することができます。調剤で一包化された薬であれば薬袋に、〇月〇日夕食後などと印字されていることが多いので、いつのどの分を飲んだのか、明確になると思います。では、本事例のように薬袋が見つからず服薬したかどうか不明になってしまった時は、どうしたら良いでしょうか？



■ 重複服薬は危険なので「飲まないようにする」

同じ薬を誤って重複して飲んでしまうこと(重複服薬・過量服薬)、飲むべき薬を飲み忘れてしまうこと(不服薬)と、どちらが人の身体に危険なのでしょう？医師によると、血圧降下剤や糖尿病の薬のように、2回分飲んでしまったら、かえって危険なものも多くあります。「1回分を飲み忘れても体には影響が少ない」ものなのか、薬を飲み忘れた場合の対処方法や、食事が不規則な場合の飲み方等を事前に相談し、確認しておくことより安心です。

■ 重複服薬のリスクは2種類

重複して服薬して2倍の量を服薬してしまった場合、発生が予測されるリスクは2種類あります。1つは直接リスクで、服薬が身体に対して直接作用する害で、2つ目は服薬の作用が増強されることで起こるめまいなどによる転倒事故などです。本事例の利用者も、重複して飲んだ服薬によって、ふらつきが発生して転倒したものと考えられます。高齢者が服用している薬では、血圧降下剤(高血圧症)、血糖降下剤(糖尿病)、向精神薬(抗認知症薬や精神安定剤)など、ふらつきの原因になる薬が多いので、これらの間接リスクに注意する必要があります。本事例は医師に問い合わせることもせずに、ヘルパーの判断で重複服薬をさせたと考えられ、服薬後3時間程度はヘルパーが見守り、歩行は控えるべきだったといえるでしょう。

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
マーケット開発部 市場開発室
担当 堀江・高橋
TEL 03-5789-6456

担当課・支社 代理店

株式会社福祉施設共済会
東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOビル
電話03-5466-0881 FAX03-5466-0882